

まちづくりセンターの指定管理者！

広報 おぐるま

発行 松野地区まちづくり協議会
事務局内広報部

まちづくり協議会法人化

松野地区まちづくり協議会は、松野まちづくりセンターへの指定管理者制度導入に向けて8月18日付けで静岡地方事務局沿津支局に法人登記を完了し、名称を「一般社団法人松野地区まちづくり協議会」としました。

法人化に向けて協議会は、8月10日に法人化を議題とする臨時総会を開催し、賛成多数で法人化を決議、9月21日には富士市の指定管理者評価委員会によるプレセッションを終え、指定管理者制度導入に向けて協議会としての一連の手続きは終えました。

この後、11月29日開催の富士市議会の定例議会で承認を得ましたので全ての手続きが終了し、令和4年4月1日から指定管理者としてスタートします。

まちづくりセンターの管理運営

「まちづくり協議会」に移行

センターは、指定管理者の一般社団法人松野地区まちづくり協議会に移行しますが、貸館業務及びサービスコーナー（住民票等の交付）は、従来どおり変わりません。申請手続き等は、協議会で雇用する職員が対応しますが、従来の運営と変わることはありませんし、市職員から協議会で雇用するセンター職員に代わるだけです。

協議会としては、この機会を捉えセンター内のロビー等を活用し、地域住民や小中学校と連携して習字、絵画等の常時展示の文化展、乳幼児のキッズ広場の開設等様々なイベントを展開し、まちづくりセンターに地域住民が気軽に立ち寄り易い雰囲気・環境づくりに心掛けたいと考えております。

まちづくりセンター職員

まちづくりセンターは、松野地区に居住する経験豊富な職員で運営しますので、地域に密着した運営となりますが、今までと変わることはありません。大きく変わるのは、センターを地域のやり方で管理運営し、まちづくりの拠点として確保した上で、管理運営で得た利益を住民の自由な発想に基づいた地域課題解決のための事業を行うために使っていく。コミュニティビジネスの展開や地域住民の負担の軽減に使っていくことができるとです。つまり、センターの管理運営は、富士市からまちづくり協議会に移行し、松野地区住民による運営がスタートすることになります。センターは、富士市職員3名から協議会の雇用する経験豊富な地元住民3名（市職員OB等）により管理運営され、役所イメーシを払拭し、利用し易いまちづくりセンターを目指しますし、出来るだけ確信しています。

まちづくりセンターの指定管理料

協議会は、富士市からまちづくりセンターの指定管理者として管理運営を任せられ、協議会に支払われる指定管理料等は年間約1,500万円です。

この指定管理料からセンターの管理運営費の人員費、光熱費や税金等の支払いを差引いた残金は概ね150万円でコミュニティビジネス等の事業の活動費になります。指定管理者になることの大きなメリットがこの活動費で、モデル地区として3年間で約450万円が様々な事業の活動費に充てることができる。デメリットは、全くありません。

